横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年規則第163号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （緑化率の適用除外に関する許可の申請） | （緑化率の適用除外に関する許可の申請） |
| 第９条　法第35条第２項各号の規定による許可を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（第18号様式）の正本及び副本に、別表第２に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。 | 第９条　法第35条第２項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（[第３号](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001584.html#e000000103)及び第４号に掲げる事項にあっては、許可を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第２に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。当該許可を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更しようとする場合も、同様とする。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  （２）適用除外の理由  （３）変更しようとする法第35条第2項各号に規定する適用除外の許可年月日及び番号  （４）変更の理由  （５）その他市長が必要と認める事項 |
| ２　第３条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。 | ２　第３条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。 |
| （緑化率の適用除外に関する許可） | （緑化率の適用除外に関する許可） |
| 第９条の２　市長は、前条第１項の許可をしたときは、緑化率の適用除外に関する許可書（第18号様式の２）を当該許可の申請をした者に交付するものとする。 | 第９条の２　市長は、前条第１項の許可をしたときは、緑化率の適用除外に関する許可書に次に掲げる事項を記載した書面を当該許可の申請をした者に交付するものとする。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  （２）適用除外の理由  （３）許可条件 |
| 第10条　削除 | （緑化率に関する報告及び立入検査）  第10条　市長は、法第38条第１項の規定により、緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例(平成20年9月横浜市条例第39号)第３条に定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第35条第１項若しくは第４項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第３項の規定により許可の条件として付された当該建築物の緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。  ２ 市長は、法第38条第１項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積がそれぞれ横浜市緑化地域に関する条例第３条に定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。 |
| （緑化施設の工事の認定の申請） | （緑化施設の工事の認定の申請） |
| 第11条　緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成20年９月横浜市条例第39号）第３条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、法第43条第１項の認定を受けようとするものは、緑化施設工事完了延期認定申請書（第19号様式）の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。 | 第11条　緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例第３条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、法第43条第１項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  （２）既存の緑化施設の位置、種別及び面積  （３）整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積  （４）前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日  （５）緑化施設の面積の敷地面積に対する割合  （６）省令第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日  （７）その他市長が必要と認める事項 |
| （緑化施設の工事の認定） | （緑化施設の工事の認定） |
| 第11条の２　市長は、前条の認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定書（第19号様式の２）を当該認定の申請をした者に交付するものとする。 | 第11条の２　市長は、前条の認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定書に次に掲げる事項を記載した書面を当該認定の申請をした者に交付するものとする。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  （２）工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日 |
| （認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出） | （認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出） |
| 第12条　法第43条第２項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事を完了したときは、速やかに、緑化施設工事完了届出書（第20号様式）に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に提出しなければならない。 | 第12条　法第43条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  （２）工事完了年月日及び認定書の番号  （３）省令第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日  （４）その他市長が必要と認める事項 |
| ２　法第43条第１項の認定を受けた者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに、緑化施設工事完了届出書を市長に提出しなければならない。 | ２　法第43条第１項の認定を受けた者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 |
| （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） | （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） |
| 第13条　省令第29条の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（第21号様式）の正本及び副本に、別表第３（ア）欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表（イ）欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。 | 第13条　省令第29条の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項（[第６号](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001584.html#e000000103)及び第７号に掲げる事項にあっては、適合証明を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第３(ア)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。当該適合証明を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更しようとする場合も、同様とする。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  （２）建築物の工事種別  （３）緑化施設の概要、規模、種別及び配置  （４）緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合  （５）建築着工予定年月日  （６）変更しようとする省令第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日  （７）変更の理由  （８）その他市長が必要と認める事項 |
| ２　第３条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。 | ２　第３条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。 |
| （緑化率の最低限度に関する証明書の交付） | （緑化率の最低限度に関する証明書の交付） |
| 第13条の２　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合において、当該申請について法第35条又は第36条の規定に適合していると認めたときは、緑化施設適合証明通知書（第21号様式の２）を当該申請をした者に交付するものとする。 | 第13条の２　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合において、当該申請について法第35条又は第36条の規定に適合していると認めたときは、緑化施設適合証明通知書に次に掲げる事項を記載した書面を当該申請をした者に交付するものとする。  （１）緑化施設を整備する建築物の敷地の位置、面積及び建築着工予定年月日  （２）緑化率の適合に関する事項 |
| （緑化率の証明等に関する名義変更の届出） | （緑化率の証明等に関する名義変更の届出） |
| 第14条　建築主は、法第35条第２項各号の規定による許可、法第43条第１項の認定又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、緑化率の証明等に関する名義変更届出書（第22号様式）を市長に提出しなければならない。 | 第14条　建築主は、法第35条第２項各号の規定による許可、法第43条第１項の認定又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。  （１）申請の種類  （２）許可、認定又は証明に係る年月日及び番号  （３）建築物の敷地の地名地番  （４）変更の理由  （５）変更前及び変更後の建築主の住所及び氏名  （６）その他市長が必要と認める事項 |
| （緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出） | （緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出） |
| 第15条　建築主は、第９条第１項、第11条又は第13条第１項の規定による申請を取り下げようとするときは、緑化率の証明等に関する取下届出書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。 | 第15条　建築主は、第9条第1項、第11条又は第13条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。  （１）申請の種類  （２）申請年月日  （３）建築物の敷地の地名地番  （４）取り下げる理由  （５）その他市長が必要と認める事項 |
| ２　建築主は、法第35条第２項各号の規定による許可又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、緑化率の証明等に関する取りやめ届出書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。 | ２　建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。  （１）申請の種類  （２）許可又は証明に係る年月日及び番号  （３）建築物の敷地の地名地番  （４）取りやめる理由  （５）その他市長が必要と認める事項 |
| 第16条から第26条  省略 | 第16条から第26条  省略 |
| (身分証明書の様式)  第27条　法第15条において準用する法第9条第3項に規定する身分を示す証明書並びに法第19条及び第38条第2項において準用する法第11条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書([第35号様式](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000875.html#e000001206))とする。  (平20規則108・追加、平21規則58・旧第19条繰下・一部改正) | (身分証明書の様式)  第27条　法第15条において準用する法第9条第3項に規定する身分を示す証明書並びに法第19条及び第38条第2項において準用する法第11条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書([第35号様式](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000875.html#e000001206))とする。  (平20規則108・追加、平21規則58・旧第19条繰下・一部改正) |
| （委任）  第28条　この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。  （平２規則67・旧第９条繰下、平17規則70・一部改正、平20規則108・旧第12条繰下、平21規則58・旧第20条繰下）  附　則（抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成２年３月規則第16号）  この規則は、平成２年４月１日から施行する。  附　則（平成２年６月規則第67号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成６年３月規則第41号）　抄  （施行期日）  １　この規則は、平成６年４月１日から施行する。  （経過措置）  ３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から１年間は、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成６年９月規則第94号）  （施行期日）  １　この規則は、平成６年10月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の横浜市緑地保全法施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。  附　則（平成６年12月規則第121号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成７年８月規則第101号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成17年１月規則第３号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  ３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。  附　則（平成17年４月規則第70号）　抄  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ７　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。  附　則（平成20年12月規則第108号）  この規則は、平成21年４月３日から施行する。  附　則（平成21年５月規則第58号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成27年１月規則第３号）  （施行期日）  １　この規則は、平成27年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により掲げられている特別緑地保全地区内行為許可標は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により掲げられた特別緑地保全地区内行為の許可等の表示とみなす。  ３　この規則の施行の日前に旧規則第４条の規定により許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあったときの当該許可の承継の届出については、なお従前の例による。  ４　この規則の施行の際現に交付されている旧規則第35号様式による身分証明書は、新規則第35号様式による身分証明書とみなす。  ５　この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成28年３月規則第32号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成30年２月規則第４号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条中横浜市都市緑地法施行細則第９条第１項及び第10条の改正規定、同規則第14条及び第15条第２項の改正規定（「第35条第３項各号」を「第35条第２項各号」に改める部分に限る。）並びに同規則第18号様式及び第18号様式の２の改正規定並びに第３条及び第５条の規定は、平成30年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現に第２条の規定による改正前の横浜市都市緑地法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（令和３年９月規則第60号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。 | （委任）  第28条　この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。  （平２規則67・旧第９条繰下、平17規則70・一部改正、平20規則108・旧第12条繰下、平21規則58・旧第20条繰下）  附　則（抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成２年３月規則第16号）  この規則は、平成２年４月１日から施行する。  附　則（平成２年６月規則第67号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成６年３月規則第41号）　抄  （施行期日）  １　この規則は、平成６年４月１日から施行する。  （経過措置）  ３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から１年間は、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成６年９月規則第94号）  （施行期日）  １　この規則は、平成６年10月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の横浜市緑地保全法施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。  附　則（平成６年12月規則第121号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成７年８月規則第101号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成17年１月規則第３号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  ３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地保全法施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。  附　則（平成17年４月規則第70号）　抄  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ７　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。  附　則（平成20年12月規則第108号）  この規則は、平成21年４月３日から施行する。  附　則（平成21年５月規則第58号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成27年１月規則第３号）  （施行期日）  １　この規則は、平成27年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により掲げられている特別緑地保全地区内行為許可標は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により掲げられた特別緑地保全地区内行為の許可等の表示とみなす。  ３　この規則の施行の日前に旧規則第４条の規定により許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあったときの当該許可の承継の届出については、なお従前の例による。  ４　この規則の施行の際現に交付されている旧規則第35号様式による身分証明書は、新規則第35号様式による身分証明書とみなす。  ５　この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（平成28年３月規則第32号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（平成30年２月規則第４号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条中横浜市都市緑地法施行細則第９条第１項及び第10条の改正規定、同規則第14条及び第15条第２項の改正規定（「第35条第３項各号」を「第35条第２項各号」に改める部分に限る。）並びに同規則第18号様式及び第18号様式の２の改正規定並びに第３条及び第５条の規定は、平成30年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現に第２条の規定による改正前の横浜市都市緑地法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則（令和３年９月規則第60号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  附　則  　（施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| 別表第１（第３条第１項）  省略  別表第２（第９条第１項）  別記１  別表第３（第13条第１項）  別記２ | 別表第１（第３条第１項）  省略  別表第２（第９条第１項）  別記１  別表第３（第13条第１項）  別記２ |

【別記１】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表 | 敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書 | 建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 緑化施設の求積図及び面積算出表 | 緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書 | 建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図  （既存緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |

【別記２】

現行

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ア） | （イ） | |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 法第35条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表 | 敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 法第36条の規定が適用される建築物 | 建築基準法第86条第１項から第４項まで（これらの規定を同法第86条の２第８項において準用する場合を含む。）の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |

改正後（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ア） | （イ） | |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 法第35条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 緑化施設の求積図及び面積算出表 | 緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |
| 法第36条の規定が適用される建築物 | 建築基準法第86条第１項から第４項まで（これらの規定を同法第86条の２第８項において準用する場合を含む。）の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |